

※1 本共通説明書のうち、「予定管理(主任)技術者」「管理(主任)技術者」と記載のある箇所については、業種区分が「土木関係建設コンサルタント業務」の場合は予定管理技術者・管理技術者、業種区分が「測量」及び「地質調査業務」の場合は予定主任技術者・主任技術者とする。

※2 本共通説明書のうち、「(分任)支出負担行為担当官」と記載のある箇所については、本官契約の場合は支出負担行為担当官、分任官契約の場合は分任支出負担行為担当官とする。

簡易公募型プロポーザル

共通説明書

1. 業務の概要

- (1) 手続開始の公示日
個別説明書による
- (2) 業務の目的
個別説明書による
- (3) 業務内容、主たる部分及び軽微な部分
個別説明書による
- (4) 再委託の禁止
主たる部分の再委託は認めない。
- (5) 履行期間
個別説明書による
- (6) 担当部局
個別説明書による
- (7) 電子入札

本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、当初より電子入札システムによりがたいやむを得ない理由がある場合には、個別入札説明書別紙の紙入札方式参加承諾願を提出し、(分任)支出負担行為担当官(以下、「契約担当官等」という。)の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、当該書類の提出先及び提出期間は個別説明書による。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと契約担当官等が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。なお、やむを得ない事情が生じた場合には担当部局へ早急に連絡を行うこと。ただし、紙入札方式による申請等は、個別入札説明書別紙の紙入札方式参加承諾願を提出し、契約担当官等の承諾を得た後でなければ行うことはできない。

本共通説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の契約

担当官等の承諾を前提として行われるものである。

2. 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

- ① 参加表明書を提出しようとする者は、個別説明書に示す資格を満たしている者であること。
- ② 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)なお、下記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、東北地方整備局随意契約見積心得第5条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしa)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他選定・特定手続きの適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 参加表明書に関する要件

① 参加表明書の提出者に対する要件

1) 同種又は類似業務等の実績

個別説明書に示す実績を1件以上(設計共同体の場合は、代表者について1件以上)有すること。ただし、同種及び類似業務は国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した業務で、個別説明書に示す期間までに完了し、引渡済みの業務(発注者から直接請け負った者(以下「元請け」という。))として実施した業務)とし、研究は過去に実施した研究実績とする。

注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示すものに加え、国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2) 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設立した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」を

いう。

注4) 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

2) 同種業務又は類似業務（但し研究を除く）の業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

3) 個別説明書の「技術提案書の提出者を選定するための基準」における表中の評価項目－参加表明者（企業）の経験及び能力－専門技術力－業務執行技術力（業務成績）により定められた評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。

ただし、評価対象業務の実績がない場合はこの限りではない。

② 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

③ 予定管理（主任）技術者

予定管理（主任）技術者については個別説明書による。

④ 照査技術者

照査技術者の配置の有無については個別説明書による。

個別説明書において照査技術者の配置を求めている場合は下記の1)、3)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

1) 個別説明書「② 予定管理（主任）技術者」の1)に同じ

2) 個別説明書「② 予定管理（主任）技術者」の2)に同じ

3) 個別説明書「② 予定管理（主任）技術者」の4)に同じ

(3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

個別説明書による

3. 参加表明書の提出方法等

(1) 作成方法

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

① 文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2010形式以下、Microsoft Excel2010形式以下、Just System－太郎通常形式及びPDFファイル形式に限る。

- ② 複数の申請書類は、圧縮ソフトを使用し全てを一つのファイルにまとめること（LZH形式に限る）。契約書等印のあるものや図面等については、PDF形式で作成することとする。申請書類は、ファイル容量3MB以内に収めるものとするが、入りきらない場合は申請書類一式を持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下「持参等」という。）により提出するものとする。その場合、参加表明書（個別説明書様式1）及び持参等する旨の表示をした書面（個別説明書様式13）を電子入札システムで提出すること。
- ③ 表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。ただし、紙入札方式による参加者は押印すること。
- ④ 電子入札システムにより提出した場合は印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、印刷は白黒で行う。

（2）関連資料

業務の実績として記載した業務が、「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」（以下「TECRIS」という。）に登録されていない場合は、契約書の写し及び実施体制が証明できる資料及び業務内容が判断できる資料を提出すること。

（3）提出期限および提出先

提出期限および提出先は個別説明書による。

なお、提出期限内に提出されなかった場合は本競争に参加出来ない。

4. 選定・非選定通知について

（1）選定通知の日は個別説明書による。

（2）参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高い者から技術提案書の提出者として3～5者程度選定する。選定結果は、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により通知する。

また、選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により通知する。

（3）上記（2）の通知を受けた者は非指名理由について説明を求めることができる。

（4）上記（3）の回答は電子入札システムにより行う。ただし、紙入札による参加者に対しては、書面により行う。

（5）非選定理由の説明要求期限、回答期限及び受付先は個別説明書による。

5. 設計共同体

設計共同体の場合は以下に留意すること。

（1）設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

（2）設計共同体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記載すること。

（3）管理（主任）技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。

（4）各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。

（5）各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。

(6) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

6. 技術提案書を特定するための基準
個別説明書による

7. 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。個別説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書、個別説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、実施方針及び評価テーマの記載内容において、次の事項に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は無効とする場合がある。

- a) 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- b) 業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。
- c) 実施方針と評価テーマ間に矛盾がある、又は実施方針と評価テーマそれぞれに矛盾があり整合性が図られていない場合。

② 業務量の目安

個別説明書による

③ 参考見積

本業務に係る参考見積を提出すること。(様式自由)

④ 作成方法

- a) 電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項については、参加表明書の作成方法と同様とする。
- b) 本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画・評価テーマに対する技術提案の記載にあたっては、所定の様式に簡潔に記載すること。

記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

(2) 関連資料

業務の実績として記載した業務が、TECRISに登録されていない場合は、契約書の写し及び実施体制が証明できる資料及び業務内容が判断できる資料を提出すること。

(3) 既存資料の閲覧

既存資料の閲覧の有無及び閲覧資料の内容等については個別説明書による。

(4) 提出期限及び提出先

個別説明書による

(5) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 開始日時、場所、留意事項等
別途通知する。
- ② 出席者

単体企業の場合は予定管理（主任）技術者のみ出席する。

設計共同体的場合は予定管理（主任）技術者に加え、設計共同体の構成員が配置する予定担当技術者1名（分担業務の責任者）も出席する。

③ その他

ヒアリング時の追加資料の提出は認めない。

(6) 特定・非特定通知

- ① 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位である者を1者特定する。技術提案書が特定された者には、電子入札システムにより通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により通知する。
- ② 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）に、電子入札システムにより非特定理由について説明を求められることができる。
- ③ 上記②の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を含む。）に電子入札システムにより行う。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により行う。
- ④ 非特定理由の説明要求期限、回答期限及び受付先は個別説明書による。

8. 説明書の内容についての質問

- (1) 質問は電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加者は持参等により提出するものとする。
なお、質問の提出先、提出期間、回答期限及び回答の閲覧場所は個別説明書による。
- (2) 受付期間後の質問については一切回答しない。
- (3) 電子入札システムによる質問の提出にあたっては、質問内容（添付ファイルにより提出する場合も含む）に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問を行った入札参加者については以後の入札手続きへの参加を認めない。
- (4) 質問に対する回答は電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者からの質問については質問者に書面で回答し、閲覧に供する。

9. 契約保証金

個別説明書による

10. 契約書作成の要否

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

11. 支払条件

個別説明書による

12. 再苦情申し立てに関する事項（政府協定対象業務を除く）

本手続きに関し、下記部局に対して再苦情を申し立てることができる。

(1) 受付窓口

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局 主任監査官

電話 022-225-2171

(2) 受付時間

9時30分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

再苦情申し立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記（1）の受付窓口とする。

13. 関連情報を入手するための照会窓口

上記1.（6）に同じ

14. その他の留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(3) 本業務を受注した建設コンサルタント等（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注した建設コンサルタント等（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体の場合は各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタント等と資本・人事面において関連」があるとは、次の①から③に該当することをいう。

① 本業務を受注した建設コンサルタント等の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている。

② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタント等の代表権を有する役員を兼ねている。

③ その他選定・特定手続きの適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定されなかった者は、技術提案書を提出できない。

(5) 参加表明書、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。

(6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とし、以後の入札手続きへの参加を認めない。

① 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が未提出

② 参加表明書、技術提案書と無関係な書類

③ 他の業務の参加表明書、技術提案書

- ④ 白紙
 - ⑤ 入札説明書に記載された項目を満たしていない
 - ⑥ 契約担当官等名に誤りがある
 - ⑦ 発注案件名に誤りがある
 - ⑧ 提出者名に誤りがある
 - ⑨ その他未提出又は不備がある
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び特定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え又は再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの契約担当官等の了解を得なければならない。
- (9) 契約図書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。
- (10) 技術提案の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 電子入札システムは土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の期間を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- (12) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (13) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記とする。
- ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記1.(6)へ連絡すること。
- (14) 参加者が電子入札システムで書類を提出した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を参加者に発行するので必ず確認を行うこと。
この確認を怠った場合には、以降の手續に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ① 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ② 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ③ 選定（非選定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ④ 技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ⑤ 技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑥ 特定（非特定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ⑦ 辞退届受付票

- ⑧ 保留通知書
- ⑨ 日時変更通知書
- ⑩ 取止め通知書

(15) 「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第361号)に基づく業務成績以外は評価の対象としない。

本個別説明書のうち、「予定管理(主任)技術者」「管理(主任)技術者」と記載のある箇所については、業種区分が「土木関係建設コンサルタント業務」の場合は予定管理技術者・管理技術者、業種区分が「測量」及び「地質調査業務」の場合は予定主任技術者・主任技術者とする。

簡易公募型プロポーザル

本業務に係る業務説明書については、共通説明書の外、本個別説明書によるものとする。

コンクリート舗装の維持補修に関する検討業務個別説明書

1. 業務の概要

(1) 手続開始の公示日

平成27年7月27日

(2) 業種区分

土木関係建設コンサルタント業務

(3) 業務の目的

本業務は、東北地方整備局管内のコンクリート舗装の実態を把握すると共に、道路管理者等にヒアリングなどを行うことにより、損傷メカニズムの検討や補修方法を整理するものである。

(4) 業務内容

- ・計画準備 1式
- ・コンクリート舗装調査 1式
- ・コンクリート舗装の実態整理 1式
- ・損傷メカニズムの検討 1式
- ・補修方法の整理取りまとめ 1式

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ・コンクリート舗装の破損原因を検討するにあたっての留意点

(5) 主たる部分及び軽微な部分

- ① 本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条1項の他に、以下に示す内容を加えるものとする。
 - ・本特記仕様書「第1章 第8条 第1項」に係わるもの。
- ② 本業務における「軽微な部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第2項に規定する部分の他、トレース、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力とする。

(6) 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

契約締結日の翌日 ~ 平成28年2月26日

(7) 担当部局

〒985-0842

宮城県多賀城市桜木三丁目6番1号
国土交通省 東北地方整備局 東北技術事務所 経理課 契約係
電話：022-365-7968（経理課直通）
FAX：022-365-8249

(8) 電子入札

紙入札方式参加承諾願の提出先及び提出期間は「11. 本手続きに係る期間等」による。

(9) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

① 単体企業

- a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度の1.（2）に示す業種区分に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

② 設計共同体

単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年7月27日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長からコンクリート舗装の維持補修に関する検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ただし、① b)については、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。また、各構成員がコンクリート舗装の維持補修に関する検討業務設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業種区分の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(2) 参加表明書に関する要件

① 参加表明書の提出者に対する要件

- 1) 同種又は類似業務等の実績（対象期間：平成17年度以降公示日まで）
同種業務：コンクリート舗装の調査・設計または維持補修に関する業務
類似業務：舗装の調査・設計または維持補修に関する業務
研究：コンクリート舗装の調査・設計または維持補修に関する研究実績

② 予定管理（主任）技術者

予定管理（主任）技術者については下記の1）、3）、4）に示す条件を満たす者であり、2）の実績を有する者であること。

1) 下記のいずれかの資格を有する者

- a) 技術士（総合技術監理部門（建設））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士（建設部門（道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- c) RCCM（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- d) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）を有する者。

2) 下記のいずれかの実績を有する者。

- a) 国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した業務で、平成17年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務のうち、上記2.（2）①1）に示す「同種又は類似業務」（発注者から直接請け負った者。以下「元請け」という。）として実施した業務。（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において1件以上の実績を有する者。なお、注1から注5については共通説明書2.（2）①1）と同じ。

- ・ 同種業務：コンクリート舗装の調査・設計または維持補修に関する業務
- ・ 類似業務：舗装の調査・設計または維持補修に関する業務

- b) 過去の同種又は類似業務をマネジメントした実務経験を有する者（※）。
- c) 過去に上記2.（2）①1）に示す研究実績を有する者。

（※）マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・ 建設コンサルタント登録規程（S52.4.15付け建設省告示第717号）第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
- ・ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（H11.4.1付け建設省厚契第31号）第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。また、国、都道府県、政令市等において、同等の調査職員として業務に従事した者も含む。

- 3) 公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、落札決定後未契約のもの及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

（設計共同体の業務を実施している場合は、構成員毎に担当している業務の請負金額にて判断する）

ただし公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（いずれも港湾空港関係を除く。）において予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。（以下、手持ち業務量の記載部分における契約金額、契約件数の制限は、全て前述を適用するものとする。また、以後「手持ち業務量の制限」という。）

手持ち業務量の制限を超えた者は入札してはならない。既に行った入札については無効とするので直ちに申し出を行うこと。（様式自由）

また、本業務の履行期間中、管理（主任）技術者は手持ち業務量の制限を超えてはならない。超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならず、報告を受けた契約担当官等は、当該管理（主任）技術者を、以下のa)からc)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行うほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- a) 当該管理（主任）技術者と同等の同種又は類似業務実績（元請けとして実施した業務。）を有する者（照査技術者として従事した業務は除く。）
- b) 当該管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者。
- c) 当該管理（主任）技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去3年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の同種業務における「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」（以下「TECRIS」という。）での業務成績平均点が73点以上である者。

- 4) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）が発注した業務のうち、TECRISに当該技術者の実績として登録（照査技術者として登録した業務は除く）され、過去5年間（平成22年度から平成26年度末）までに完了し、引渡済みの当該業務の業種区分の業務評定点の平均点が60点以上であること。

なお、当該業務の業種区分（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務のいずれか）は1.(2)に示す。

ただし、評価対象業務の実績がない場合はこの限りではない。

③ 照査技術者

本業務は照査技術者の配置は不要である。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに配点は以下のとおりとする。

また、評価項目（欄）に斜線がある項目は評価対象外の項目であり、当該項目に関する様式も提出不要である。

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	<p>（様式5-2）</p> <p>①当該業務に関する部門（建設部門）の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。</p> <p>②上記以外</p> <p>※設計共同体の場合は、代表者のみ評価する。</p>	<p>① 5</p> <p>② 加点しない</p>
	専門技術力	<p>（様式5）</p> <p>平成17年度以降公示日までに完了し、引渡済みの同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績又は過去にコンクリート舗装の調査・設計又は維持補修に関する研究実績がある</p> <p>②類似業務の実績がある</p> <p>②上記以外</p> <p>記載する業務は1件（設計共同体の場合は代表者について1件）とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 選定しない</p>
	業務執行技術力（業務実績）	<p>TECRISに当該企業の実績として登録され、過去5年間（平成22年度から平成26年度末）に完了し、引渡済みの業務のうち、1）による評価対象業務の業務評定点の平均点を、2）による評価順位で評価する。</p> <p>1）評価対象業務</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）が発注した業務のうち、下記に示す業務。</p> <p>①TECRISにおいて、業務分野「道路」のうち、キーワード「コンクリート舗装」、「修繕計画検討」または「性能評価」のいずれかで登録された業務※</p> <p>②様式5にて記載された企業の同種・類似業務</p> <p>③様式3にて記載された予定管理（主任）技術者の同種</p>	<p>① 15.0</p> <p>② 13.5</p> <p>③ 12.0</p> <p>④ 10.5</p> <p>⑤ 9.0</p> <p>⑥ 7.5</p> <p>⑦ 6.0</p> <p>⑧ 3.0</p> <p>⑨ 選定しない</p>

業務

(ただし、参加表明者(企業)に在籍中の業務実績に限る)

2) 評価順位

- ① 80点以上
- ② 78点以上80点未満
- ③ 77点以上78点未満
- ④ 76点以上77点未満
- ⑤ 75点以上76点未満
- ⑥ 74点以上75点未満
- ⑦ 72点以上74点未満
- ⑧ 60点以上72点未満
- ⑨ 60点未満

なお、評価対象業務の実績がない場合は、加点しない。

評価対象業務のうち、設計共同体での代表者を除く構成員としての業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること。

※設計共同体の場合は、代表者のみ評価する。

※評価対象業務の「業務分野」において、TECRISに登録されている業務は、業務分野に入力された先頭から3つの業務分野のみが評価対象となる。

業務執行技術力(優良表彰)

(様式6)

平成25年度から平成26年度までに、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務の1.(2)に示す業種区分に該当する優良業務表彰を受けた経験がある者について、下記の順位で評価する。

- ① 同種業務における局長表彰の実績
- ② 類似業務における局長表彰の実績、もしくは同種業務における事務所長表彰の実績
- ③ 類似業務における事務所長表彰の実績、もしくは同種・類似業務以外での局長表彰の実績
- ④ 同種・類似業務以外での事務所長表彰の実績

なお、上記以外は加点しない。

※設計共同体の場合は、代表者のみ評価する。

※局長及び事務所長の定義は以下とする。

局長：地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局局長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長。

- ① 10.0
- ② 8.0
- ③ 6.0
- ④ 4.0

		事務所長：地方整備局の各事務所長、北海道開発局の各開発建設部長、沖縄総合事務局の各事務所長 国土地理院の各地方測量部長。	
事故又は不誠実な行為		<p>東北地方整備局長または事務所長から建設コンサルタント業務等に関し評価基準日が以下の措置を受けている期間内である場合、評価を減ずる。</p> <p>①口頭注意の日から1ヶ月間 ②文書注意の通知の日から2ヶ月間 ③指名停止期間終了の翌日から3ヶ月間</p> <p>評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とする</p> <p>※設計共同体の場合は、構成員のいずれかが①～③に該当する場合に評価を減ずる。</p>	- 5
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	<p>(様式2)</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①・技術士：総合技術監理部門（建設） ・技術士：建設部門（道路）</p> <p>②・RCCM（道路部門） ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）</p> <p>③上記以外</p>	<p>①10.0 ②6.0 ③選定しない</p>
	専門技術力	<p>(様式2)(様式3)</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①平成17年度以降公示日までに完了し、引渡済みの同種業務の実績、過去にコンクリート舗装の調査・設計または維持補修に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>②平成17年度以降公示日までに完了し、引渡済みの類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③上記以外</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>①10.0 ②6.0 ③選定しない</p>
	業務	<p>TECRISに当該技術者の実績として登録（照査技術者として登録した業務は除く）され、過去5年間（平成22年度</p>	<p>①25.0 ②22.5</p>

<p>執行技術力（業務成績）</p>	<p>から平成26年度末）まで完了し、引渡済みの1.(2)に示す業種区分に該当する業務のうち、1)による評価対象業務の業務評定点の平均点を、2)による評価順位で評価する。</p> <p>1) 評価対象業務 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）が発注した業務。</p> <p>2) 評価順位</p> <p>① 80点以上 ② 78点以上80点未満 ③ 77点以上78点未満 ④ 76点以上77点未満 ⑤ 75点以上76点未満 ⑥ 74点以上75点未満 ⑦ 72点以上74点未満 ⑧ 60点以上72点未満 ⑨ 60点未満</p> <p>なお、評価対象業務の実績がない場合は加点しない。</p> <p>評価対象業務のうち、設計共同体での代表者を除く構成員としての業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。</p>	<p>③ 20.0 ④ 17.5 ⑤ 15.0 ⑥ 12.5 ⑦ 10.0 ⑧ 5.0 ⑨ 選定しない</p>
<p>業務執行技術力（優良表彰）</p>	<p>(様式2)</p> <p>平成23年度から平成26年度までに、東北地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の1.(2)に示す業種区分に該当する優良業務表彰を受けた経験がある者及び国土交通省（東北地方整備局を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の1.(2)に示す業種区分に該当する優良技術者表彰を受けた経験がある者について、下記の順位で評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、優良業務表彰には東北地方整備局が実施した3D表彰（平成22年度）を含む。</p> <p>① 同種業務における局長表彰の実績 ② 類似業務における局長表彰の実績、もしくは同種業務における 事務所長表彰の実績 ③ 類似業務における事務所長表彰の実績、もしくは同種・類似業務以外での局長表彰の実績 ④ 同種・類似業務以外での事務所長表彰の実績 上記以外は加点しない。</p>	<p>① 20.0 ② 16.0 ③ 12.0 ④ 8.0</p>

		<p>※局長及び事務所長の定義は以下とする。</p> <p>局長：地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長。</p> <p>事務所長：地方整備局の各事務所長、北海道開発局の各開発建設部長、沖縄総合事務局の各事務所長、国土地理院の各地方測量部長。</p>	
情報収集力	地域精通度	<p>(様式2)</p> <p>平成21年度以降公示日までに完了し、引渡済みの当該事務所等での1.(2)に示す業種区分に該当する実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>①当該事務所管内における業務実績あり。</p> <p>②〇〇地方整備局管内(又は〇〇県)における業務実績あり。</p> <p>③上記以外</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>①〇〇</p> <p>②〇〇</p> <p>③加点しない</p>
手持ち業務		<p>(様式2)</p> <p>公示日現在の手持ち業務量の制限を超える場合は選定しない。</p>	数値化しない

予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	<p>(様式2-2)</p> <p>下記以外の場合は選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士：総合技術監理部門(〇〇) ・技術士：〇〇部門(〇〇) ・博士(工学)、博士(理学)、博士(学術) ・RCCM(〇〇部門) ・土木学会認定土木技術者(特別上級土木、上級土木、1級土木) ・コンクリート診断士 ・土木鋼構造診断士 ・地質調査技士 	数値化しない
	専門技術	<p>(様式2-2)(様式3-2)</p> <p>下記以外の場合は選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度以降公示日までに完了し、引渡済みの同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又 	数値化しない

力	技術力 (業務実績)	<p>は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度以降公示日までに完了し、引渡済みの類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 	
	業務執行技術力 (業務実績)	<p>TECRISに当該技術者の実績として登録（照査技術者として登録した業務は除く）され、過去5年間（平成21年度から25年度末）までに完了し、引渡済みの〇〇のうち評価対象業務の業務評定点の平均点が60点未満である場合は選定しない。</p> <p>ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。</p> <p>評価対象業務のうち、設計共同体での代表者を除く構成員としての業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。</p>	数値化しない

業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(様式4)(様式4-2)</p> <p>業務の分担等について記載する。</p> <p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業務の分担構成が、不明確又は不自然。 ②主たる部分が再委託予定。 ③設計共同体の場合で、業務の分担構成が細分化され過ぎている。 ④設計共同体の場合で、一の分担業務を複数の構成員が実施する。 	数値化しない
参考資料	参加表明者及び予定技術者の経験及び能力にお	<p>(参考資料様式-1)(参考資料様式-2)</p> <p>評価の参考とするため、参加表明者及び配置予定技術者の経験及び能力における実績を記載すること。</p>	

	ける実績	
--	------	--

(4) 参加表明書の提出期限及び提出先
「11. 本手続きに係る期間等」による。

3. 選定・非選定通知について

選定通知の日及び、非選定理由の説明要求期限、回答期限及び受付先は「11. 本手続きに係る期間等」による。

4. 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに配点は以下のとおりとする。

なお、「② 実施方針など」及び「③ 評価テーマ」は、ヒアリングの結果を反映し評価する。

また、評価項目（欄）に斜線がある項目は評価対象外の項目であり、当該項目に関する様式も提出不要である。

① 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点			配点	
	判断基準				
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	下記の順位で評価する。 ①技術士：総合技術監理部門（建設） 技術士：建設部門（道路） ②RCCM（道路部門） 土木学会認定土木技術者（特別上級土木、 上級土木、1級土木） ③上記以外	管理（主任） 技術者 （様式2）	① 5.0 ② 3.0 ③ -
				担当技術者 （様式10）	①〇〇 ②〇〇 ③加点しない
				照査技術者 （様式2-2）	①〇〇 ②〇〇 ③-
	専門技術	業務執行	下記の順位で評価する。 ①平成17年度以降公示日までに完了し、 引渡済みの同種業務の実績、過去にコン クリート舗装の調査・設計または維持補	管理（主任） 技術者（様 式2） （様式3）	①7.0 ②4.2

力	技術力 (業務実績)	<p>修に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>②平成17年度以降公示日までに完了し、引渡済みの類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>担当技術者評価における同種、類似業務等の実績は2.(2)②2)に記載のある業務をいう。</p>	<p>担当技術者 (様式10) (様式11)</p>	<p>①〇〇 ②〇〇 ③加点しない</p>
	業務執行技術力 (業務成績)	<p>TECRISに当該技術者の実績として登録され過去5年間(平成22年度から平成26年度末)までに完了し、引渡済みの業務のうち、1)による評価対象業務の業務評定点の平均点を、2)による評価順位で評価する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>1) 評価対象業務 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係を除く)が発注した業務のうち、下記に示す業務。 ①TECRISにおいて、業務分野「道路」のうちキーワード「コンクリート舗装」、「修繕計画検討」または「性能評価」のいずれかで登録された業務※ ②様式3に記載された予定管理(主任)技術者の同種・類似業務 ③担当技術者評価を行う場合は様式11に記載された予定担当技術者の同種・類似業務 ④照査技術者評価を行う場合は様式3-2に記載された予定照査技術者の同種・類似業務</p> <p>2) 評価順位 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③77点以上78点未満 ④76点以上77点未満</p>	<p>管理(主任)技術者 (様式3)</p>	<p>①38.0 ②34.2 ③30.4 ④26.6 ⑤22.8 ⑥19.0 ⑦15.2 ⑧7.6 ⑨0.0</p>

		<p>⑤ 75点以上76点未満 ⑥ 74点以上75点未満 ⑦ 72点以上74点未満 ⑧ 60点以上72点未満 ⑨ 60点未満</p> <p>なお、評価対象業務の実績がない場合は加点しない。</p> <p>評価対象業務のうち、設計共同体での代表者を除く構成員としての業務実績がある場合は成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。</p> <p>※評価対象業務の「業務分野」において、TECRISに登録されている業務は、業務分野に入力された先頭から3つの業務分野のみが評価対象となる。</p>		
	業務執行技術力（優良表彰）	<p>平成23年度から平成26年度までに、東北地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の1.（2）に示す業種区分に該当する優良業務表彰を受けた経験がある者及び国土交通省（東北地方整備局を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の1.（2）に示す業種区分に該当する優良技術者表彰を受けた経験がある者について、下記の順位で評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。なお、優良業務表彰には東北地方整備局が実施した3D表彰（平成22年度）を含む。</p> <p>①同種業務における局長表彰の実績 ②類似業務における局長表彰の実績、もしくは同種業務における事務所長表彰の実績 ③類似業務における事務所長表彰の実績、もしくは同種・類似業務以外での局長表彰の実績 ④同種・類似業務以外での事務所長表彰の実績</p> <p>なお、上記以外は加点しない。</p> <p>※設計共同体の場合は、代表者のみ評価する。 ※局長及び事務所長の定義は以下とする。</p>	<p>管理（主任） 技術者 （様式2）</p> <p>担当技術者 （様式10）</p> <p>照査技術者 （様式12）</p>	<p>①10.0 ② 8.0 ③ 6.0 ④ 4.0</p> <p>①〇〇 ②〇〇 ③〇〇 ④〇〇</p> <p>①〇〇 ②〇〇 ③〇〇 ④〇〇</p>

			局長：地方整備局長、北海道開発局長、 沖縄総合事務局長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長。 事務所長：地方整備局の各事務所長、北海道開発局の各開発建設部長、沖縄総合事務局の各事務所長、国土地理院の各地方測量部長。		
情報 収集 力	地域 精 通 度	平成21年度以降公示日までに完了し、引渡済みの当該事務所・周辺での1.(2)に示す業種区分に該当する実績の有無については下記の順位で評価する。 ①当該事務所管内における業務実績あり。 ②東北地方整備局管内(又は〇〇県)における業務実績あり。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	管理(主任) 技術者 (様式2)	①〇〇 ②〇〇	
			担当技術者 (様式10)	①〇〇 ②〇〇	
			照査技術者 (様式12)	①〇〇 ②〇〇	

※担当技術者及び照査技術者が複数配置された場合は、技術者毎の最高得点者1名を評価する。

② 実施方針など

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他(様式-8)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する	〇〇

	る提案があった場合は評価する。	
--	-----------------	--

③ 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
評価テーマに関する技術提案 (様式-9)	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない	〇〇
	評価テーマ1	的確性	着眼点、問題点、解決方法等が明示され、技術提案の的確性が高い場合に優位に評価する。	75
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
			業務の的確性に著しく欠ける場合は評価しない。	
	評価テーマ1	実現性	提案内容を裏付ける類似実績の明示など提案内容の実現性が高い場合に優位に評価する。	75
			業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	
	評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	38
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合	

		に優位に評価する。	37
		業務の的確性に著しく欠ける場合は評価しない。	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	
		提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	

④ 参考見積

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
参考見積	参考見積の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない

5. 技術提案書の留意事項

(1) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は1500万円程度（税込み）を想定している。

(2) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行うこと。日時等詳細については別途通知する。なお、事前に申し込みを行わない者の閲覧は認めない。

① 資料名：コンクリート舗装の維持補修に関する検討業務関係資料

② 申込先：国土交通省 東北地方整備局 東北技術事務所 維持管理技術課
電話 022-365-7971

③ 受付期間：選定通知日から「11. 本入札手続きに係る期間等」に定める技術提案書の提出期限の前日までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から17時00分まで

(3) 技術提案書の提出期限及び提出先

「11. 本手続きに係る期間等」による。

6. 特定・非特定通知について
非特定理由の説明要求期限、回答期限及び受付先は「11. 本手続きに係る期間等」による。
7. 説明書の内容についての質問
質問の提出先及び提出期間、回答期限及び回答の閲覧場所は「11. 本手続きに係る期間等」による。
8. 契約保証金 免除
9. 支払条件 前金払 無
10. 関連情報を入手するための照会窓口
上記1.(7)に同じ。
11. 本手続きに係る期間等

電子入札によりがたい場合の紙入札方式参加承諾願の提出期間	土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の9時00分から17時00分まで	
参加表明書の提出期限	平成27年8月3日(月) 16時00分	
選定・非選定通知	平成27年8月7日(金) 17時00分	
非選定理由についての説明要求提出期限	通知の翌日から 平成27年8月19日(水) 16時00分まで	
非選定理由についての説明要求への回答期限	説明要求提出期限の翌日から 平成27年8月24日(月) 17時00分まで	
技術提案書の提出期限	平成27年8月28日(金) 16時00分	
非特定理由についての説明要求提出期限	通知の翌日から 平成27年9月24日(木) 16時00分まで	
非特定理由についての説明要求への回答期限	説明要求提出期限の翌日から 平成27年10月2日(金) 17時00分まで	
説明書の 内容	参加表明書に関する質問の提出期間	公示日の翌日の9時00分から 平成27年7月29日(水) 17時00分まで (ただし最終日は16時00分まで。)
	技術提案書に関する質問の提出期間	公示日の翌日の9時00分から 平成27年8月24日(月) 17時00分まで (た

に つ い て の 質 問		だし最終日は16時00分まで。)
	参加表明書に関する質問に対する回答期限	平成27年7月31日(金)まで
	技術提案書に関する質問に対する回答期限	平成27年8月26日(水)まで

注)

書類の提出先、質問又は説明要求の受付先及び質問に対する回答の閲覧場所は上記
1.(7)に同じ

12. 評価の参考とするため、参加表明者及び配置予定技術者の経験及び能力における実績を参考資料様式-1、参考資料様式-2に記載すること。(但し当該様式は参考資料である。)